

令和 6 年度における「自ら評価」案件候補の選定について（案）

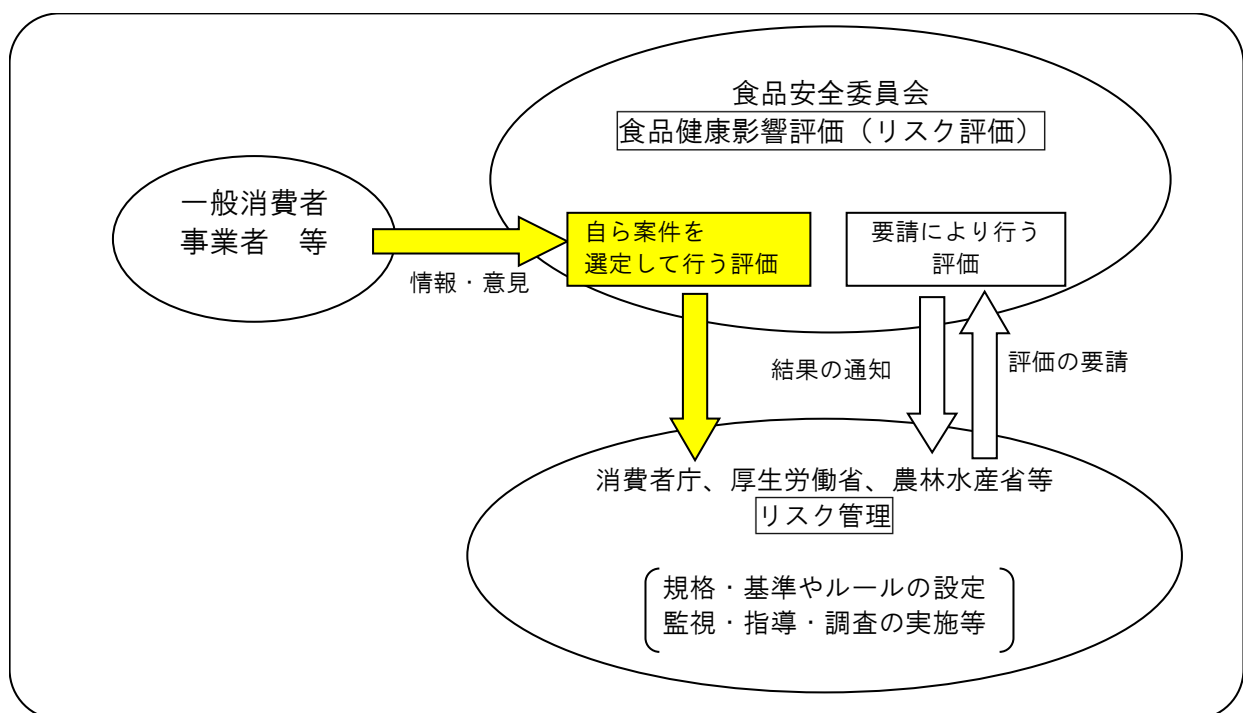
令和 6 年 6 月

1 「自ら評価」について

食品安全委員会が実施する食品健康影響評価については、①リスク管理機関（消費者庁、厚生労働省、農林水産省等）からの要請を受けて実施するものと、②自らの発意により実施するもの、の 2 つがある（食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号）。

後者は、リスク管理機関からの要請がない場合でも、国民からの意見等に基づき、自らの判断により食品健康影響評価を行うものであり、これについて従来から「自ら評価」と称している。

【食品安全委員会が実施する食品健康影響評価の位置づけ】



2. 企画等専門調査会における「自ら評価」案件候補の選定について

企画等専門調査会における「自ら評価」案件候補の選定に当たっては、以下のとおり「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考

え方」に基づき、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況に配慮した上で、選定基準に該当するものを選定し、食品安全委員会に報告することとされている。

○企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成16年6月17日食品安全委員会決定）

企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する。

当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮するものとする。

案件候補の選定基準

次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
- (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。

一方、以下に例示するものについては、食品健康影響評価（食品安全委員会による食品のリスク評価）の趣旨に照らし「自ら評価」の対象とはしない。

- ・ 現在評価中又は評価済みのもの
- ・ 食品の問題ではないもの
- ・ リスク管理の問題であるもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に関するもの）

食品健康影響評価に当たっては、①ハザード（危害要因）の特定、②ハザードの特性評価、③ばく露評価、④リスクの判定の4つの段階について、それぞれ科学的知見の充足が必要であることから、「自ら評価」案件候補の選定に当たっても、対象となる案件に関する科学的知見が十分かどうか配慮することが不可欠である。

ただし、現時点で入手できる科学的知見によって案件を選定するものであり、研究や調査等により科学的知見を得るための案件を選定するものではない。

なお、「自ら評価」案件候補として選定されなかった案件については、科学的知見の充足状況等に応じて、「ファクトシート」（科学的知見の不足等によりリスク評価ができないハザードに関する情報の整理）、若しくは「Q & A」（国民の関心が高いハザード等に関する分かりやすい情報提供）の作成・公表、情報収集の継続、又は SNS 等による情報発信を行うこととする場合がある。

3. 令和6年度における「自ら評価」案件の選定の進め方（案）

令和6年度における「自ら評価」案件の選定については、令和6年度食品安全委員会運営計画に添付されたスケジュール（別紙1）により実施することとされているところであり、これを踏まえて、以下のとおり進めることとしたい。

※ これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況については、別添の参考資料を参照。

（1）募集要件

「自ら評価」案件候補の募集について、以下の対象者に周知・通知し、提案を受け付けることとする（例年の受付期間：7月の1か月間）。

- ・ 一般公募（別紙2）
- ・ 食品安全委員会専門委員（事務局から案内）
- ・ 地方公共団体食品安全担当部局（同上）
- ・ 食品安全モニター（全国約460名）

また、提案については、企画等専門調査会の審議を円滑に進めるため、以下内容の記載を求めることとする。

- ・ 案件候補名（ハザード名）
- ・ 案件候補とする理由
- ・ 案件候補とする根拠情報等（科学論文、書籍等。なお、口コミや風聞等、科学的根拠が定かでないものについては、原則として審議の対象としない）

（2）選定

(1)により提案された内容について、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(別紙3)に基づき事務局において情報を整理した上、企画等専門調査会において選定することとし、その考え方は「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方(平成16年6月17日食品安全委員会決定)のとおりとする。

なお、本件はあくまでも食品健康影響評価の案件候補を選定するものではあるが、企画等専門調査会における議論において、食品健康影響評価には至らなかったもののうち、案件の内容に応じて「情報収集」「情報提供」等を実施する旨のとりまとめを行っているものもあり、今回もこれに準じて対応することとする。

(3) スケジュール

別紙1のとおり(再掲)

(参考) 令和7年度以降の検討方向

なお、食品安全委員会では、現在将来的な日本の食品安全に影響を及ぼす潜在的な脅威やリスクを早期に検出し、現時点での対応を検討することを目的として、デジタル技術を活用した食品安全関係情報の収集、及び体系化のための業務プロセスの構築を進めているところ。

その一環として、令和7年度から、こうした技術を活用して収集・蓄積された情報の中から案件候補として事務局から提案するべく準備を進めている。

以上

令和6年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

| 月 | 事 項 |
|---------------|---|
| 令和6年6月 | ○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について |
| 7月 | ○ ウェブサイト等による一般からの意見募集の実施 |
| 8月～10月 | ○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理 |
| 11月 | ○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論 |
| 令和7年1月 ～2月 | ○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定 |
| 2月 ～3月 | ○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件の決定 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 |

令和6年度における「自ら評価」案件候補 (ウェブサイトによる公募)について (案)

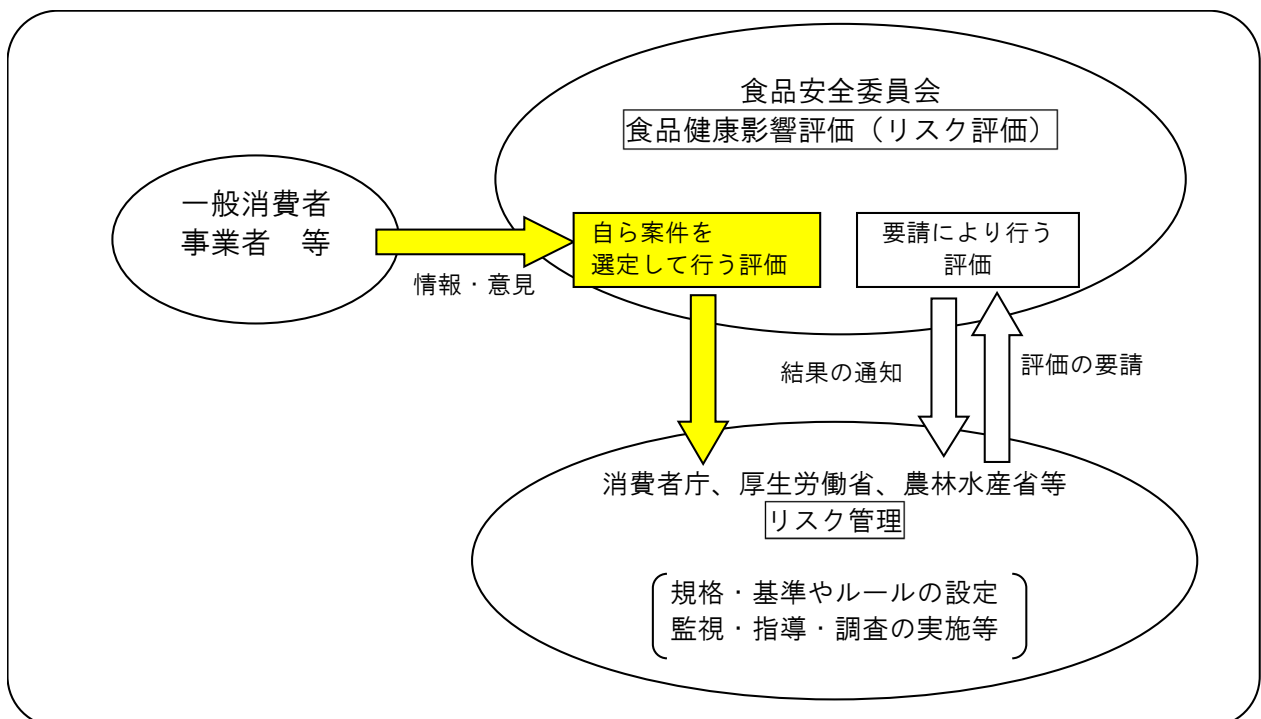
令和6年〇月〇〇日
内閣府食品安全委員会事務局

1 「自ら評価」について

食品安全委員会が実施する食品健康影響評価については、①リスク管理機関(消費者庁、厚生労働省、農林水産省等)からの要請を受けて実施するものと、②自らの発意により実施するもの、の2つがあります(食品安全基本法第23条第1項第2号)。

後者は、リスク管理機関からの要請がない場合でも、国民からの意見等に基づき、自らの判断により食品健康影響評価を行うものであり、これについて従来から「自ら評価」と称しています。

【食品安全委員会が実施する食品健康影響評価の位置づけ】



2. 企画等専門調査会における「自ら評価」案件候補の選定について

企画等専門調査会における「自ら評価」案件候補の選定に当たっては、以下のとおり「企

画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」に基づき、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況に配慮した上で、選定基準に該当するものを選定し、食品安全委員会に報告することとされています。

○企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成16年6月17日食品安全委員会決定）

企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する。

当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮するものとする。

案件候補の選定基準

次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
- (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。

一方、以下に例示するものについては、食品健康影響評価（食品安全委員会による食品のリスク評価）の趣旨に照らし「自ら評価」の対象とはいたしません。

- ・ 現在評価中又は評価済みのもの
- ・ 食品の問題ではないもの
- ・ リスク管理の問題であるもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に関するもの）

食品健康影響評価に当たっては、①ハザード（危害要因）の特定、②ハザードの特性評価、③ばく露評価、④リスクの判定の4つの段階について、それぞれ科学的知見の充足が必要であることから、「自ら評価」案件候補の選定に当たっても、対象となる案件に関する科学的知見が十分かどうか配慮することが不可欠です。

ただし、現時点で入手できる科学的知見によって案件を選定するものであり、研究や調

査等により科学的知見を得るための案件を選定するものではありません。

なお、「自ら評価」案件候補として選定されなかった案件については、科学的知見の充足状況等に応じて、「ファクトシート」（科学的知見の不足等によりリスク評価ができないハザードに関する情報の整理）、若しくは「Q & A」（国民の関心が高いハザード等に関する分かりやすい情報提供）の作成・公表、情報収集の継続、又は SNS 等による情報発信を行うこととする場合があります。

※ これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況については、別添の参考資料を御覧ください。

3. 案件候補の提案方法【詳細は別添をご確認ください】

電子メール、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で提案してください。ファクシミリ及び郵送は、以下の必要事項を記入の上、提出してください。電子メールは入力フォームに従い必要事項を入力してください。電話による提案は受け付けておりません。

詳しい提案方法については、別添の提案要領をご確認ください。

(1) 記入事項：

案件候補名（ハザード名）、案件候補とする理由、案件候補とする情報等、
氏名（法人の場合は法人名・部署名等） 等

(2) 宛先：

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内
「自ら評価」の案件候補の募集 担当 宛

(3) 締め切り：

令和6年7月〇〇日（〇）（必着）

○別添資料：

- ・ 提案要領

○参考資料：

- ・ これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について

お問合せ先
内閣府食品安全委員会事務局
情報・勧告広報課 門脇・山川
TEL：03-6234-1125

(別添)

「自ら評価」の提案要領

提案方法

電子メールフォーム、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で下記の事項を記入の上、提出してください。

ご提案の内容を確認し的確な審議を行うため、電話によるご提案は受け付けておりませんのでご了承ください。

【記入事項】

1. 案件候補名（ハザード名）（※必須）
2. 案件候補とする理由（※必須）
3. 案件候補とする情報等（※必須）
 - ・科学論文や書籍など、提案する案件の健康影響に関する科学的な根拠を示していると考えられる情報を記入ください（論文の場合には、タイトル、著者、雑誌名及び号数等）。
 - ・口コミや風聞など、科学的な根拠が定かではない情報等については、十分な審議ができないため、審議の対象とならない場合があります。
4. 氏名（法人の場合は法人名・部署名）（※必須）
5. 職業（個人の場合のみ）
6. 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）（※必須）

※上記の記載がない提案については審議の対象とならない場合がありますので予めご了承ください。

※ご提案の参考として、これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況に関する資料を添付いたします。

【宛先】

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内
「自ら評価」の案件候補の募集 担当 宛

- 電子メールの場合：食品安全委員会ホームページの下記 URL から送信可能です。
<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-xxxx.html>
- ファクシミリの場合：03-3584-7392
- 郵送の場合：〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階

なお、ファクシミリでお送りいただく場合には、表題を「自ら評価の案件候補の募集」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同様の朱書きをしていただきますよう、お願いいたします。

【締め切り】

令和6年7月〇〇日（〇）18時（必着）

【提出上の注意】

- 提出していただく情報は、日本語によるものに限ります。
- 個人は、氏名・住所・職業・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記載してください。なお、これらは、応募内容について当方からお問合せをさせていただきますのためにお尋ねしております。
- 電子メールにより提出いただく場合、文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

| |
|---|
| お問合せ先 内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課 門脇・山川 TEL: 03-6234-1125 |
|---|

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し
企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
(平成16年5月27日食品安全委員会決定)

最終改正：平成25年7月8日

食品安全委員会（以下「委員会」という。）が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料には、以下の事項を盛り込むものとする。

1 評価要請の内容

(1) 要請形式

①食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告等を通じた要請、②委員会に対する文書による要請、③外部募集、④その他（委員会事務局による独自の提案を含む。）

(2) 要請内容

2 委員会事務局が収集・整理した危害要因に関する情報

3 企画等専門調査会における調査審議の参考となる情報

- (1) 食品による健康被害発生を示唆する情報の有無（国内・海外）
- (2) 食品による健康被害発生のおそれを示唆する情報の有無（国内・海外）
- (3) 食品健康影響評価の実施状況（国内・海外）
- (4) リスク管理措置（評価要請の準備を含む。）の実施状況（国内・海外）
- (5) 過去の企画等専門調査会における調査審議の状況
- (6) 食品健康影響評価実施の技術的困難性の有無